農薬名	水濁指針値(mg/L)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0. 08
クロルピリホス	0. 02
ダイアジノン	0. 05
チオジカルブ	0. 8
トリクロルホン (DEP)	0. 05
フェニトロチオン(MEP)	0. 03
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0. 9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジ	0. 06
ン酢酸塩	(イミノクタジンとして)
キャプタン	3
クロロタロニル (TPN)	0. 4
シプロコナゾール	0. 3
チウラム (チラム)	0. 2
チオファネートメチル	3
テトラコナゾール	0. 1
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	1 2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0. 2
ホセチル	2 3
(除草剤)	
シクロスルファムロン	0.8
シマジン(CAT)	0. 03
トリクロピル	0. 06
ナプロパミド	0. 3
フラザスルフロン	0. 3
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナト	0. 051
リウム塩	(MCPA として)

注1:表に記載の指針値は以下の式から算出している。

指針値 = {ADI (mg/kg 体重/日)  $\times$ 53.3(kg)  $\times$ 0.1(ADI の 10%配分) /2(L/人/日)}  $\times$ 10

注2:表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の 10 倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ (http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku\_kijun/kijun.html) に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。